

訴 状

令和元年10月18日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 敦 士

弁 護 士 本 間 紀 子

弁 護 士 鈴 木 さとみ

弁 護 士 大 野 絵 里 子

外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原告訴訟代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 640万円

貼用印紙額 3万6000円

請求の趣旨

(主位的請求)

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載1から4までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務

を負うべきことを確認する。

- (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
- (2) 別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者については平成30年1月11日、同目録記載3及び4の対象消費者については平成29年1月12日から、支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金支払義務

(予備的請求)

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載5から8までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。
 - (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
 - (2) 別紙対象消費者目録記載5の対象消費者については平成30年2月3日、同目録記載6の対象消費者については平成30年2月16日、同目録記載7の対象消費者については平成29年2月4日、同目録記載8の対象消費者については平成29年2月16日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金支払義務
- 2 被告が、別紙対象消費者目録記載5から8までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。
 - (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の債務不履行による損害賠償の支払義務

(2) 本訴状送達の日又は各別に催告した日のいずれか早い日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から、有効期間を令和元年8月20日から令和4年8月22日までとして認定の更新をされた特定適格消費者団体である(甲1)。
- 2 被告は、順天堂大学を設置している学校法人である(甲2)。

第2 被告における医学部の入学試験について

1 入学試験方式について

- (1) 被告の平成29年度入学試験及び平成30年度入学試験における入学試験方式及び各入学試験方式ごとの募集人員、試験の内容は、以下のとおりであった(甲3・7頁)。

入学試験方式	募集人員		一次試験の内容	二次試験の内容
	30年度	29年度		
①一般A方式	60名	67名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 面接
②一般B方式	10名	10名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 英作文 面接

③センター・一般 独自併用	24名	28名程度	センター試験 学力試験 (マークシート式) (記述式)	小論文 英作文 面接
④センター利用	12名	15名程度	センター試験	小論文 英作文 面接
⑤地域枠選抜入学 試験	合計29名	合計12名	学力試験 (マークシート式) (記述式)	センター試験 小論文 面接
⑥～⑧国際臨床 医・研究医枠入学 試験ABC方式	5名程度	5名程度	小論文 英作文 面接	センター試験
⑨国際臨床医・研 究医枠入学試験D 方式				日本留学試験

各入学試験の入学検定料は、大学入学試験センター試験（以下、大学入学試験センターのことを「センター」といい、大学入学試験センター試験のことを「センター試験」という。）利用のみ4万円で、それ以外は全て6万円であった（甲5の1、5の2）。

出願期間は、平成30年入学試験については平成30年1月11日まで、平成29年入学試験については、平成29年1月12日までであった（甲4の1、4の2）。

二次試験の合格発表は、平成30年度の一般A方式が平成30年2月3日、同年度の一般B方式、センター独自併用及びセンター利用が平成30年2月1

6日である(甲6の2)。平成29年度の一般A方式が平成29年2月4日、同年度の一般B方式、センター独自併用及びセンター利用が平成29年2月16日である(甲6の1)。

(2) 各入学試験方式について(甲3)

上記の①から⑨の各入学試験の一次試験及び二次試験では、学力試験(マークシート方式)、学力試験(記述式)、小論文、英作文、面接試験、センター試験、日本留学試験の7種類の試験が組み合わされて実施された。

このうち、小論文試験の採点にあたっては、4人の採点担当教員が、個別にA⁺、A、B、C及びDの5段階評価を行った。各評価は、A⁺が0.4点、Aが0.3点、Bが0.2点、Cが0.1点、Dが0点として点数換算し、4人の評価者による評価の平均点数が受験者ごとに算出され、合格者選定資料とされた(甲3・9～10頁)。

また、英作文試験の採点においては、2人の採点担当教員が独自に採点を行い、採点教員ごとに25点を最高点とする採点評価が行われ、採点担当教員の各評価の内容に1/100を乗じて点数換算を行い、2人の評価者による評価点の平均点が算出され合格者選定資料とされた(甲3・10～11頁)。

さらに、面接試験は、面接担当教員3名及び面接補助教員1名が一組となって面接グループが構成され、各受験者ごとに行われた。面接担当教員は、受験者ごとにA⁺からC⁻の9段階評価を行い、各評価内容を、A⁺を5点として、A以下は0.5点刻みで点を下げC⁻を1.0点とする点数換算し、その上で、3人の面接担当教員による評価点の平均点が算出され、合格者選定資料とされた(甲3・12～13頁)。

2 合否判定方法について(甲3)

(1) 合否判定の流れ

被告における、平成30年度及び平成29年度の各入学試験における合否

判定は、一次試験後に、一時合格者判定会議→教授会審議→学長決定という流れで行われ、二次試験後も同様の流れで行われた（甲3・14～15頁）。

本件では、①一般A方式、②一般B方式、③センター独自併用、④センター利用の4つの方式において、その合否判定に問題があったと考えられることから、これら4つの方式の合否判定について、以下、説明する。

（2）一般A方式の合否判定

ア 一次試験の合否判定

（ア）資料の作成（甲3・15～16頁）

一般A方式の一次試験はマークシート式及び記述式の学力試験である。被告は、上記試験について、受験者の点数を一覧化した資料を作成し、その後、各試験の一覧資料のデータを受験者ごとに統合し、各試験における受験者の偏差値を算出したデータを作成した。また、被告は、受験者の出願資料をもとに、各受験者の性別・年齢・浪人年数・調査書評価・内申点及び受験生が他大学への通学履歴を有する場合にはその旨の各データを上記のデータと統合した上で、各受験者が学力試験で得た総合偏差値の順に並べ替えを行って一次合格者選考会議用の資料とした。

（イ）合否判定基準（甲3・16～18頁）

まず、学力試験偏差値の序列ごとに、一定順位以下の受験生につき、浪人年数、性別及び調査書記載の評価（学習成績概評：OA=Ⓐ、A、B、C、D、E）を基準とした合否判定が行われた。

i) 平成30年度合否判定基準

一次合格者は定員の最大10倍（600名）程度を目処として合格者が検討された。

1～200位：特別な理由がない限り合格とする。

201位以下は合格審査対象とし、次の判定基準に従って、合格者が検討された。

201～300位：男3浪C以下及び女2浪C以下は不合格
301～400位：男2浪C以下及び女1浪C以下は不合格
401～500位：男2浪B以下及び女1浪B以下は不合格
501～600位：男1浪C以下及び女1浪A以下は不合格
601位以下：調査書評価が㊤又はA等の人物のうちから合格者を
検討する

ii) 平成29年度合否判定基準

一次合格者は約600名程度を目処として合格者が検討された。

1～100位：特別な理由がない限り合格とする。

101～200位：4浪以下不合格

201～300位：男3浪C以下及び女2浪C以下は不合格

301～400位：男2浪C以下及び女1浪C以下は不合格

401～500位：男2浪B以下及び女1浪B以下は不合格

501～600位：男1浪C以下及び女1浪A以下は不合格

601位以下：調査書評価が㊤又はA等の人物のうちから合格者を
検討する

なお、浪人年数は、受験者が高校を卒業した後の経過年数が記載されるが、他大学に通学した経歴を有する受験者については当該通学年数が浪人年数から差し引かれる。

イ 二次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲3・18～19頁）

一般A方式の二次試験の内容は、小論文試験及び面接試験である。

被告は、上記各試験において、受験者の採点担当教員ないし面接担当教員の点数を一覧化した資料を作成し、その後、各試験の一覧表を統合し、受験者ごとに小論文試験と面接試験の各評価平均値の合計値を算出して選考会議資料とされた。

一般A方式二次試験における小論文の点数は0～0.4点、面接試験の点数は1.0～5.0点の範囲で算出されるため、両試験の合計点は1.0～5.4点の範囲で算出されることになる。

(イ) 合否判定基準（甲3・19～21頁）

一次試験の学力成績結果（偏差値）の序列順位ごとに、面接試験・小論文試験の各平均値の合計値を基準として受験生の性別によって異なる方法で合否判定が行われた。

i) 平成30年度合否判定基準

二次合格者は定員の2倍である120名を目処として合格者が検討され、小論文試験と面接試験の合計点が2.5点未満の者は不合格とされ、2.5点以上の者について、合格者・補欠者が検討された。

また、二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとされた。

1～100位：男2.5点以上、女3.0点以上は合格

101～200位：男3.0点以上、女3.5点以上は合格

201～350位：男3.5点以上、女4.0点以上は合格

351～600位：男4.0点以上、女4.5点以上は合格

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）が検討された。

1～100位：女2.5点以上は補欠1B

101～200位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠1B

201～350位：男3.0点以上、女3.5点以上は補欠1B

351～600位：男3.5点以上、女4.0点以上は補欠1B

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）が検討された。

101～200位：女2.5点以上は補欠2

201～350位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠2

351～600位：男3.0点以上、女3.5点以上は補欠2

ii) 平成29年度合否判定基準

二次合格者は定員の2倍である134名を目処として合格者が検討され、小論文試験と面接試験の合計点が2.5点未満の者は不合格とされ、2.5点以上の者について、合格者・補欠者が検討された。

判定基準は、平成30年度と同様である。

ウ 小括

一般A方式においては、一次試験では学力試験の順位が一定程度（平成30年度で1～200位、平成29年度で1～100位）までの受験生は、性別や浪人年数を理由とした不利益を受けることはなかったが、上記順位を下回る受験生については、女性や浪人生（浪人年数が多い方が不利益を受ける）が不利益を受ける基準が採用されていた。例えば、女性は、200位以内に入らない限り、3浪以下は合格する可能性がなく、男性も平成29年度では100位以内、平成30年度は200位以内に入らない限り、男性では4浪以下が合格する可能性は皆無であった。

二次試験では、順位に限らず、常に女性の合格点は男性より0.5点高く（上述したように満点は5.4点である）、全ての女性が不利益を受ける合否判定基準が採用されていた。

(3) 一般B方式の合否判定

ア 一次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲3・22頁）

一般B方式の一次試験はマークシート式及び記述式の学力試験である。被告は、上記各試験について、受験者の点数を一覧化した資料を作成し、その後、上記試験受験者の総合偏差値を算出したデータを作成し、また、受験者の出願資料をもとに、各受験者の性別・年齢・浪人年数・調査書評価・内申点及び受験者が他大学への通学歴を有する場合にはその旨の各データを上記一次試験成績資料と統合し、各受験者が学力試験におい

て得た総合偏差値の順に並べ替えを行い、一次合格者選考会議用の資料として完成させた。

(イ) 合否判定基準（甲 3・22～23 頁）

学力試験の偏差値が一定以上の上位者のうちから、総合考慮の上で所定人数の合格者が選定される。

i) 平成 30 年合否判定基準

一次合格者数は定員の最大 5 倍（50 名）程度を目処とし、試験成績及び調査書等の出願書類を審査の上、合格者を検討する。

成績上位 1～75 位のうち、英語の偏差値が 50 以上の者を合格とする。

ii) 平成 29 年合否判定基準

一次合格者数は約 70 名程度を目処とし、試験成績及び調査書等の出願書類を審査の上、合格者を検討する。

「緊急第一次報告書」23 頁によれば、「上記合否判定基準を前提としつつ調査書類の状況を踏まえた総合考慮による合否判定が行われた可能性が高いと判断される状況が確認された。」とのことである。

イ 二次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲 3・23～24 頁）

一般 B 方式の二次試験の内容は、小論文試験、英作文試験及び面接試験である。

被告は、上記各試験において、受験者の採点担当教員ないし面接担当教員の点数を一覧化した資料を作成し、その後、各試験の一覧表を統合し、受験者ごとに小論文試験、英作文試験及び面接試験の各評価平均値の合計値を算出して選考会議資料とした。

なお、一般 B 方式二次試験における小論文の点数は 0～0.4 点、英作文の試験が 0～0.25 点、面接試験の点数は 1.0～5.0 点の範囲で

算出されるから、小論文試験、英作文試験及び面接試験の各平均値合計値は1.0～5.65の範囲で算出されることになる。

(イ) 合否判定基準（甲3・24～26頁）

一次試験の学力成績結果（偏差値）の序列順位ごとに、面接試験・英作文試験・小論文試験の各平均値の合計値を基準として受験者の性別により異なる方法で合否判定がなされた。

i) 平成30年合否判定基準

二次合格者数は定員と同数（10名）程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者を検討する。小論文試験・英作文試験・面接試験の合格評価点が2.5点未満の者は不合格とし、評価点が2.5点以上の者について合格者を検討する。

1～10位：男2.5点以上、女3.0点以上は合格

11～20位：男3.0点以上、女3.5点以上は合格

ii) 平成29年度合否判定基準

二次合格者数は定員と同数（10名）程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者を検討する。小論文試験・英作文試験・面接試験の合格評価点が2.5点未満の者は不合格とし、評価点が2.5点以上の者について合格者を検討する。

ただし、二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとする。

1～10位：男2.5点以上、女3.0点以上は合格

11～20位：男3.0点以上、女3.5点以上は合格

21～40位：男3.5点以上、女4.0点以上は合格

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）を検討する。

1～10位：女2.5点以上は補欠1B

11～20位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠1B

21～40位：男3.0点以上、女3.5点以上は補欠1B

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）を検討する。

11～20位：女2.5点以上は補欠2

21～40位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠2

ウ 小括

一般B方式においては、一次試験では受験生の属性によって不利益を受ける基準は採用されていなかったが、二次試験では、全ての女性の二次試験受験生において、合格基準が男性に比べて0.5点高く設定されており（満点は5.65点である）、性別を理由とした不利益を受ける基準が採用されていた。

(4) センター独自併用方式の合否判定

ア 一次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲3・26～27頁）

センター独自併用の一次試験内容はセンター試験並びに学力試験（マークシート式及び記述式）である。

被告は、上記各試験について、受験者の点数を一覧化した資料を作成し、その後、上記各試験の一覧データを統合するとともに各試験科目の受験者の得点率及び総合得点率を算出するデータを作成した。また、受験者の出願資料をもとに、各受験者の性別・年齢・浪人年数・調査書評価・内申点及び受験者が他大学への通学歴を有する場合にはその旨の各データを上記一次試験成績資料と統合し、各受験者が学力試験において得た総得点率の順に並べ替えを行い、一次合格者選考会議用の資料とした。

(イ) 合否判定基準（甲3・27頁）

センター独自併用一次試験の合否判定基準の内容は以下のとおりである。

i) 平成30年合否判定基準

総合得点率80%程度以上及び定員の最大10倍(240名)程度を一次合格者とする。

ii) 平成29年度合否判定基準

総合得点率80%程度以上及び約250名程度を一次合格者とする。

イ 二次試験の合否判定

(ア) 資料の作成(甲3・28頁)

センター独自併用の二次試験の内容は、小論文試験、英作文試験及び面接試験で、一般B方式の二次試験の内容と同様であり、二次試験合格者選考会議の資料の作成手順も一般B方式と同様であった。

(イ) 合否判定基準(甲3・28～30頁)

一次試験の学力成績結果(得点率)の序列順位ごとに、面接試験・英作文試験・小論文試験の各平均値の合計値を基準として受験者の性別により異なる方法で合否が判定された。

i) 平成30年合否判定基準

二次試験合格者は、定員の2倍(48名)程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者が検討された。小論文試験・英作文試験・面接試験の合格評価点が2.5点未満の者は不合格とされ、2.5点以上の者について合格者・補欠者が検討された。なお、二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠1Aとされた。

1～25位：男2.5点以上、女3.0点以上は合格

26～75位：男3.0点以上、女3.5点以上は合格

76～125位：男3.5点以上、女4.0点以上は合格

126～175位：男4.0点以上、女4.5点以上は合格

次の判定基準に従って補欠者(補欠1B)が検討された。

1～25位：女2.5点以上は補欠1B

26～75位：男2．5点以上、女3．0点以上は補欠1B

76～125位：男3．0点以上、女3．5点以上は補欠1B

126～175位：男3．5点以上、女4．0点以上は補欠1B

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）が検討された。

26～75位：女2．5点以上は補欠2

76～125位：男2．5点以上、女3．0点以上は補欠2

126～175位：男3．0点以上、女3．5点以上は補欠2

ii) 平成29年度合否判定基準

二次合格者数は定員の2倍（56名）程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者が検討された。合否判定基準は平成30年度と同様であった。

ウ 小括

センター独自併用においては、一次試験では受験生の属性によって不利益を受ける基準は採用されていなかったが、二次試験では、全ての女性の二次試験受験生において、合格基準が男性に比べて0.5点高く設定されており（満点は5.65点である）、性別を理由とした不利益を受ける基準が採用されていた。

(5) センター利用の合否判定

ア 一次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲3・30～31頁）

センター独自併用の一次試験内容はセンター試験のみである。

被告は、試験実施者である独立行政法人大学入学試験センターから各受験者のセンター試験結果を取り寄せ、上記試験の点数一覧表をもとに各試験科目の受験者の総合得点率を算定して一覧化した資料が作成された。

また、受験者の出願資料をもとに、各受験者の性別・年齢・浪人年数・調査書評価・内申点及び受験者が他大学への通学歴を有する場合にはその

旨の各データを上記一次試験成績資料と統合した上で、各受験者が学力試験において得た総得点率の順に並べ替えを行い、一次合格者選考会議用の一覧資料とした。

(イ) 合否判定基準（甲 3・31～32 頁）

センター利用においては、成績上位者のうちから順に、所定の得点率以上を獲得した合格者が選定された。

i) 平成 30 年度合否判定基準

総合得点率 90%程度以上及び定員の最大 10 倍（120 名）程度を一次合格者とした。

ii) 平成 29 年度合否判定基準

総合得点率 90%程度以上及び約 130 名程度を一次合格者とした。

イ 二次試験の合否判定

(ア) 資料の作成（甲 3・32 頁）

センター利用の二次試験の内容は、小論文試験、英作文試験及び面接試験であり、一般 B 方式の二次試験の内容と同様であった。また、二次試験合格者選考会議の資料の作成手順も一般 B 方式と同様であった。

(イ) 合否判定基準（甲 3. 32～34 頁）

一次試験の学力成績結果（得点率）の序列順位ごとに、英作文試験・面接試験・小論文試験の各平均値の合計値を基準として受験者の性別により異なる方法で合否が判定された。

i) 平成 30 年合否判定基準

二次合格者数は定員の 2 倍（24 名）程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者が検討された。小論文試験・英作文試験・面接試験の合格評価点が 2.5 点未満の者は不合格とし、評価点が 2.5 点以上の者について合格者・補欠者が検討された。

ただし、二次合格者数を超えて下記の基準を満たす者は補欠 1 A とされ

た。

1～20位：男2.5点以上、女3.0点以上は合格

21～60位：男3.0点以上、女3.5点以上は合格

61～80位：男3.5点以上、女4.0点以上は合格

次の判定基準に従って補欠者（補欠1B）を検討する。

1～20位：女2.5点以上は補欠1B

21～60位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠1B

61～80位：男3.0点以上、女3.5点以上は補欠1B

次の判定基準に従って補欠者（補欠2）を検討する。

21～60位：女2.5点以上は補欠2

61～80位：男2.5点以上、女3.0点以上は補欠2

ii) 平成29年度合否判定基準

二次合格者数は定員の2倍（30名）程度を目処とし、小論文試験・英作文試験・面接試験の評価を審査の上、合格者が検討された。合否判定基準は平成30年度と同様であった。

ウ 小括

センター利用においては、一次試験では受験生の属性によって不利益を受ける基準は採用されていなかったが、二次試験では、全ての女性の二次試験受験生において、合格基準が男性に比べて0.5点高く設定されており（満点は5.65点である）、性別を理由とした不利益を受ける基準が採用されていた。

3 各試験の募集人数・出願人数及び合格者数

各試験の募集人数・出願人数及び合格者数は、以下のとおりであった（甲3・42頁）。

(平成30年度)

入学試験方式	募集人数	性別	出願人数		一次試験合格者数	二次試験合格者数		
						合格	補欠合格	合計
一般A方式	60	男	1290	2119	415	107	165	376
		女	829		161	22	82	
一般B方式	10	男	132	306	31	4	0	10
		女	174		22	6	0	
センター独自併用	24	男	453	847	158	33	37	118
		女	394		99	17	31	
センター利用	12	男	450	771	71	14	14	56
		女	321		49	11	17	

(平成29年度)

入学試験方式	募集人数	性別	出願人数		一次試験合格者数	二次試験合格者数		
						合格	補欠合格	合計
一般A方式	67	男	1265	2145	362	99	130	361
		女	880		208	33	99	
一般B方式	10	男	100	251	29	5	2	25
		女	151		37	7	11	
センター独自併用	28名程度	男	471	916	117	22	28	122
		女	445		134	30	42	
センター利用	15名程度	男	453	821	74	18	13	60
		女	368		58	12	17	

4 アドミッション・ポリシー（入学受入方針）について

平成30年度入学試験及び平成29年度入学試験における被告の「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）（学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号）には、「求める学生像として、「幅広い人間性、柔軟性と協調性を備えた高いコミュニケーション能力を有する人」との記載があったが、性別や浪人の有無ないし年数に関する記載はなかった（甲3・4～6頁）。

第3 被告の行為の義務違反

1 入学試験を公平かつ妥当な方法で行う義務（予備的請求に関するもの）

（1）被告の裁量の限界

ア 被告は、入学試験により、いかなる学生を入学させるかについて、自ら基準を定め、それに従って入学者を選抜することができるという一定の裁量を有する。もっとも、学校教育法その他の法令の規定に従わなければならない。裁量には一定の限界がある。

イ 学校教育法3条は、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」としている。そして、文部科学大臣は、文部省令として大学設置基準を定めている。

大学設置基準2条の2には、「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定されている。

さらに、文部科学省高等教育局長は、局長通知として、毎年、大学入学者選抜実施要項を発出しているが、平成30年度については、第1の基本方針において、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して

多様な背景を持った学生の受入れに配慮する」としている（甲8）。

以上のことから、被告の入学試験は、「公平かつ妥当な方法」によって、「年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮」して実施される必要がある。

ウ　ところで、上記の各法規範は、上位規範である日本国憲法に適合するように解釈されなければならないところ、日本国憲法26条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」としている。

また、日本国憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としている。

憲法14条に例示されている性別による取扱いの差異は、少なくとも憲法上の人権の行使に関して制限をする場合にあっては、必要不可欠な目的のための必要最小限の制限でなければならない。また、憲法14条後段に列挙された人種、信条、性別等は例示であるから、その他の類型による取扱いの差異にいても、少なくとも憲法上の人権の行使に関して制限をする場合にあっては、その目的が重要であり、目的と手段の間に実質的関連性を有していなければならない。

（2）入学試験が公正かつ妥当な方法とはいえないこと

ア　性別を理由とする不利益な取扱いについて

大学医学部における入学試験の目的は、医学の高等教育を受けるにあたって、より適性のある者を選抜することであり、かかる目的は必要不可欠なものであろう。

しかし、女性のみにとって不利益な取扱いを行う合否判定基準の採用は、上記の目的を達成するために必要不可欠であるとは、およそいうことができないから、憲法上許されない取り扱いの差異である。したがって、「年

年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮」するとした大学入学選抜実施要項にも反するものであるから、女性のみにとって不利益な取扱いを行う合否判定基準の採用は、「公正かつ妥当な方法」とはいえない。

イ 浪人年数を理由とした不利益な取扱いについて

浪人生については、必ずしも社会的身分とはいえないが、他大学に在籍していた場合を除き、結局、高校卒業からの年数で判断せざるを得ないから、年齢による取扱いの差異である。入学試験が公正に行われるかは教育を受ける権利という憲法上の人権に関する問題であるから、目的と手段の間には実質的な関連性が求められる。

本件についてみると、年齢が高い者が一律に適性が乏しいということとはできないから、浪人年数を理由とした不利益な取扱いを行う合否判定基準の採用は、目的との間に実質的な関連性が認められない。したがって、「年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮」するとした大学入学選抜実施要項にも反するものであるから、浪人年数を理由とした不利益な取扱いを行う合否判定基準の採用は、「公正かつ妥当な方法」とはいえない。

(3) 不法行為責任

ア 被告が不法行為責任を負うこと

学校教育法上、大学は、およそ大学設置基準を満たしているものでなければならないから、大学の行うサービスの最低基準を定めているものであり、特に対象消費者と大学との間で定めがなくても、大学設置基準を満たしていることは当然の前提となるというべきである。

そうすると、大学設置基準を満たしていることは当然の前提となるべきであり、女性であることや浪人年数を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けることは、「公平かつ妥当な方法」とはいえず、被告の裁

量を逸脱する違法なものといえ、被告は不法行為責任を負う。

イ 遅延損害金の起算日

「公平かつ妥当な方法」で入学試験を実施しないという不法行為は、遅くとも二次試験合格発表時には終わっている。二次試験の合格発表後に繰り上げ合格者が決定されるが、既に作成されている補欠者名簿に基づいて上位者から繰り上げ合格とするので、繰り上げ合格についても、不法行為は二次試験の合格発表時には終了しているといえる。

したがって、遅延損害金の起算日は二次試験の合格発表時であり、平成30年度の一般A方式については平成30年2月3日、その他については同年2月16日（甲6の2）、平成29年度の一般A方式については平成29年2月4日、その他については同年2月16日である（甲6の1）。

（4）被告の債務不履行

ア 入学試験受験契約は、在学契約の予約完結権を付与することを内容とする契約である。そして、志願者が、出願期間内に、入学志願書等の書類を被告に郵送し、所定の振込用紙により入学検定料を支払って申込みをし、被告が受験票を送付することによって承諾をすることによって成立するものである。

入学試験受験契約に、特段の定めがなくても、大学設置基準が大学の最低基準である以上、大学設置基準を満たしていることは契約の内容になっているというべきであるから、これに違反することは入学試験受験契約の債務不履行に当たる。

イ 遅延損害金の起算日

「公平かつ妥当な方法」により入学試験を実施しないという債務不履行による損害賠償債務が遅滞に陥るのは、請求した時である。対象消費者が各別に催告したか否かは不明である。しかし、消費者裁判手続特例法38条は、債権届出があったときは、簡易確定手続の前提となる共通義務確認

の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなすとしているので、遅くとも、対象消費者について本訴の訴状送達の中から遅滞になるというべきである。

2 選抜方法について事前に明らかにする義務（主位的請求に関するもの）

- (1) 女性であることや浪人年数を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けることは、憲法に違反するものであり、「公平かつ妥当な方法」による選抜とはいえないから、不法行為に当たるものであるが、そもそも、被告は、女性であることや浪人年数を理由に不利益な取扱いを行う合否判定基準を設けていることにつき、学生募集要項において事前に明らかにしていない。
- (2) 大学入学者選抜実施要項では、各大学は、試験方法等、入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、募集要項にそれらを明記することを定めている。また、各大学は、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）等、大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努めるものとされている（甲8）。
- (3) 募集要項によって、試験方法やアドミッション・ポリシー等が事前に明らかになれば、入学志願者は、自己が不利益に取り扱われるか否かが判明するため、受験をしないという選択が可能となる。

受験生が受験校を選択する際には、自らの学力での合格可能性、学費、大学の所在場所など種々の要素を考慮する。しかし、受験生にとって入学試験の目的は合格することであるから、自らの学力で合格可能性があるかが最大の考慮要素である。一般的には、明らかに自己が不利益に取り扱われるということがわかっていれば、その大学は受験しないと考えられる。

わが国で私立大学の入学試験は、1月後半から2月に集中して行われることは周知の事実であって、試験の日程上の制約から併願する大学は限られる。たとえば、平成30年度についてみると、被告の一般A方式の入学試験を受

験しようとする者は、入学試験の日程が重なりうる獨協医科大学(一般)、関西医科大学(一般前期・地域枠)、国際医療福祉大学(一般)、川崎医科大学(一般・地域枠)、北里大学(一般・地域枠)、大阪医科大学(一般前期・地域枠)、埼玉医科大学(一般前期)は併願できないし、被告の一般B方式、センター独自併用及びセンター利用の各入学試験を受験しようとする者は、入学試験の日程が重なりうる東京女子医科大学(一般)、日本大学(A方式)、東邦医科大学(一般)は併願できない(甲6の2)。したがって、女性であることや浪人年数によって不利益に取り扱われることを事前に知らされないということは、入学志願者にとって重大な不利益となる。

(4) さらに、合格可能性が低い大学の受験対策や受験に当てる時間的負担も無視できないものがある。受験生は、通常、受験期の貴重な時間を合格可能性の低い大学の受験対策に当てることはしない。そのようなことをすれば他の大学の合格可能性も低くなってしまふからである。

(5) したがって、募集要項において、女性であることや浪人年数を理由に不利益な取扱いを行う可否判定基準を設けていることを明らかにせずに入學試験を実施することは、社会的相当性を逸脱する違法な行為といえ、被告は不法行為責任を負う。

(6) この不法行為が終わるのは、入学検定料を支払った時であり、すべての受験生について出願期間の終了時までには不法行為は終了しており、平成30年度は、同年1月11日、平成29年度は同年1月12日である(甲4の1、4の2)。

第4 被告の不法行為又は債務不履行による損害の内容

1 請求する損害の内容

請求する損害の内容は以下のとおりである。

(1) 入学検定料

別紙対象消費者目録2のウ、4のウ、6のウ及び8のウの者については4万円、その余の者は6万円である。

(2) 送金手数料

所定の振込票により電信扱いで送金しなければならず、窓口送金を要するところ、その費用は450円又は864円である。

(3) 出願書類郵送料

願書は書留・速達便で送付するのが一般であるから、基本料金120円、速達料金は280円、書留料金は430円の合計830円である。なお、実額が判明する場合はそれによる。

(4) 受験に要した旅費宿泊費

(5) 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、対象消費者と特定適格消費者団体との授権契約によって決まるが(特例法76条)、特定認定に際し特定適格消費者団体は費用報酬規程を定める必要があり、それが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないことが特定認定の要件となっている(特例法64条4項6号)。

このように、制度上、対象消費者は本件制度で被害回復する場合には、特定適格消費者団体の報酬及び費用を支払うべきものとされている。そして、本件のような少額請求は、本制度によらなければ請求することが困難なものである。したがって、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、相当因果関係のある損害である。

なお、その報酬及び費用の額は現時点では不明であるが、その具体的な算定方法は、簡易確定手続に際し、特定適格消費者団体により通知・公告される(特例法25、26条)。

2 「公平かつ妥当な方法」によっても合格しなかったと考えられる消費者との

関係

対象消費者には、そもそも一次試験に合格しなかったので二次試験を受験できなかった者や「公正かつ妥当な方法」によっても二次試験に合格しなかったと考えられる者がいるが、そのような者であっても、受験校の選択において合格可能性が重視されること、受験準備に用いる時間が限られているから合格可能性の低い大学の対策をするのは避けようと考え、受験料の負担は一般家庭の子女にとって安いものとはいえないこと、入学試験日程が集中しており併願が事実上制約されることからすれば、一般には、自己が不利益に扱われることが事前に判明していれば、あえてそのような大学を受験することは考えられないから、上記1の受験に要した費用が損害となるというべきである。

3 制度的な一部請求

- (1) 公平かつ妥当な方法により選抜しないことや不公正な方法によって選抜することを事前に明らかにしないことといった不法行為によって生じた損害は、慰謝料も考えられる。しかし、本制度では、慰謝料については請求することができない。
- (2) また、公平かつ妥当な方法により選抜されていれば合格していた者については、浪人したことにより支出した学費、生活費等も損害になり得るものであるが、対象消費者に共通しない損害であるので、除外して請求をしている。
- (3) よって、対象消費者が別途、本制度の対象とならない損害について賠償請求をすることがあり得るので、簡易確定手続で対象消費者が請求するものは一部請求である。

第5 訴訟要件

1 多数性

対象消費者の数の見込みは、第6で述べるとおりであり、多数性を満たして

いることは明らかである。

2 支配性

合否判定基準により不利益な取扱いを受ける属性は明確であり、かつ、同合否判定基準により不利益な取扱いを受けた者は被告において把握しているから、対象消費者の該当性が、簡易確定手続で、書面審理で迅速になし得ない事態は想定しがたい。

また、損害についても入学検定料、願書送料は対象消費者にとって一律である。また、送金手数料、旅費宿泊費、特定適格消費者団体の報酬及び費用は書面により容易に認定しうるものであり、旅費宿泊費についても資料が乏しい場合でも旅費法の定める額等により請求するなど定型化が可能であり、簡易確定手続で、書面審理で迅速になし得ない事態は想定しがたいので、支配性に欠けるものではない。

第6 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則2条2項1号の対象消費者の数の見込み

1 別紙対象消費者目録記載1の対象消費者の見込み

(1) 別紙対象消費者目録記載1の対象消費者のうち、女性である消費者の数の見込み

平成30年度の一般A方式の女性の出願数829人から女性の二次試験合格者数(補欠合格を含む)104人を引いた725人である(甲3・42頁)。

(2) 別紙対象消費者目録記載1の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込み

平成30年度の一般A方式の浪人生の出願者数は不明であるが、平成30年度の被告における受験者数は4151人で、うち、その大半が浪人生

だと考えられる19歳以上は1939人であったから（甲7）、19歳以上の全体の比率は約46.7%である。そこで、一般A方式の合計出願者数2119人（甲3・42頁）の46.7%である約990人が一般A方式の浪人生の出願者であると考えられる。

また、平成30年度における二次試験合格者数は332人で、そのうち、19歳以上の二次試験合格者数（補欠合格者を含む）は143人であるから（甲7）、19歳以上の全体の比率は約43.1%である。そこで、一般A方式の合計合格者（補欠合格を含む）376人（甲3・42頁）の43.1%である約162人が一般A方式の浪人生の合格者であると考えられる。

以上のことから、990人から162人を控除した828人が、別紙対象消費者目録記載1の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込みと考えられる。

2 別紙対象消費者目録記載2の対象消費者の見込み

平成30年度の一般B方式の女性出願者数174人とセンター独自併用方式の女性受験者数394人、センター利用方式の女性受験者数321人を足した889人から、一般B方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）6人、センター独自併用方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）48人、センター利用方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）28人の合計82人を引いた807人が別紙対象消費者目録記載2の対象消費者の見込みとなる（甲3・42頁）。

3 別紙対象消費者目録記載3の対象消費者の見込み

(1) 別紙対象消費者目録記載3の対象消費者のうち、女性である消費者の数の見込み

平成29年度の一般A方式の女性の出願数880人から女性の二次試験合格者数（補欠合格を含む）132人を引いた748人である（甲3・42頁）。

（2）別紙対象消費者目録記載3の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込み

1（2）と同様に計算すると、平成29年度の被告の受験者数は4177人、19歳以上の受験者数は1969人であるから（甲7）、その比率は約47.1%であり、一般A方式の合計出願者数2145人（甲3・42頁）の47.1%である約1010人が一般A方式の浪人生の出願者であると考えられる。

また、平成29年度における二次試験合格者数は324人で、被告の19歳以上の二次試験合格者数（補欠合格者を含む）は148であるから（甲7）、19歳以上の全体の比率は約45.7%である。そこで、一般A方式の合計合格者（補欠合格を含む）361人の45.7%である約165人が一般A方式の浪人生の合格者であると考えられる（甲3）。

以上のことから、1010人から165人を控除した845人が、別紙対象消費者目録記載3の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込みと考えられる。

4 別紙対象消費者目録記載4の対象消費者の数の見込み

平成29年度の一般B方式の女性出願者数151人とセンター独自併用方式の女性受験者数445人、センター利用方式の女性受験者数368人を足した964人から、一般B方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）18人、センター独自併用方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）72人、センター利用方式の二次試験合格者数（補欠合格を含む）29人の合計119人を引いた845人が別紙対象消費者目録記載4の対象消費者の見込みとなる（甲3）。

5 別紙対象消費者目録記載5の対象消費者の見込み

(1) 別紙対象消費者目録記載5の対象消費者のうち、女性である消費者の数の見込み

平成30年度の一般A方式の女性の一次試験受験者数は不明であるが、出願者数と大きく変わらないと考えられることから、別紙対象消費者目録記載5の対象消費者のうち女性である消費者の数の見込みは、女性出願者数829人から女性の二次試験合格者数（補欠合格を含む）104人を引いた725人と考えられる（甲3）。

(2) 別紙対象消費者目録記載5の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込み

平成30年度の一般A方式の浪人生の一次試験受験者数は不明であるが、一次試験受験者は出願者数と大きく変わらないと考えられることから、1（2）で述べたように、約990人が一般A方式の浪人生の一次試験受験者数であると考えられる。

また、1（2）で述べたように、約162人が一般A方式の浪人生の合格者であると考えられる。

以上のことから、990人から162人を控除した828人が、別紙対象消費者目録記載5の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込みと考えられる。

6 別紙対象消費者目録記載6の対象消費者の数の見込み

平成30年度の一般B方式、センター独自併用方式、センター利用方式の女性の各二次試験受験者数は不明であるが、一次試験合格者数と大きく変わらないと考えられるところ、それぞれの一次試験合格者数は、22人、99人、49人であり、その合計である170人から、それぞれの二次試験合格者数（補欠

合格を含む)である6人、48人、28人の合計82人を差し引いた88人が、別紙対象消費者目録記載6の対象消費者の数の見込みと考えられる(甲3)。

7 別紙対象消費者目録記載7の対象消費者の見込み

(1) 別紙対象消費者目録記載7の対象消費者のうち、女性である消費者の数の見込み

平成29年度の一般A方式の女性の一次試験受験者数は不明であるが、出願者数と大きく変わらないと考えられることから、別紙対象消費者目録記載7の対象消費者のうち女性である消費者の数の見込みは、女性出願者数880人から女性の二次試験合格者数(補欠合格を含む)132人を引いた748人と考えられる(甲3)。

(2) 別紙対象消費者目録記載7の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込み

平成29年度の一般A方式の浪人生の一次試験受験者数は不明であるが、一次試験受験者は出願者数と大きく変わらないと考えられることから、3(2)で述べたように、約1010人が一般A方式の浪人生の一次試験受験者数であると考えられる。

また、3(2)で述べたように、約165人が一般A方式の浪人生の合格者であると考えられる。

以上のことから、1010人から165人を控除した845人が、別紙対象消費者目録記載7の対象消費者のうち、浪人生である消費者の数の見込みと考えられる。

8 別紙対象消費者目録記載8の対象消費者の数の見込み

平成29年度の一般B方式、センター独自併用方式、センター利用方式の女性の各二次試験受験者数は不明であるが、一次試験合格者数と大きく変わらない

と考えられるところ、それぞれの一次試験合格者数は、37人、134人、58人であり、その合計である229人から、それぞれの二次試験合格者数（補欠合格を含む）である18人、72人、29人の合計119人を差し引いた110人が、別紙対象消費者目録記載8の対象消費者の数の見込みと考えられる（甲3）。

第7 まとめ

1 主位的請求—不法行為責任に基づく損害賠償義務と遅延損害金

主位的請求として、被告が、別紙対象消費者目録記載1から4までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

- (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務
- (2) 別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している出願期間終了日である平成30年1月11日、同目録記載3及び4の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している出願期間終了日である平成29年1月12日から、支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金支払義務

2 予備的請求①—不法行為責任に基づく損害賠償義務と遅延損害金

予備的請求として、被告が、別紙対象消費者目録記載5から8までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

- (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の不法行為に

基づく損害賠償の支払義務

- (2) 別紙対象消費者目録記載5の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成30年2月3日、同目録記載6の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成30年2月16日、同目録記載7の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成29年2月4日、同目録記載8の対象消費者については、遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成29年2月16日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金支払義務

3 予備的請求②—債務不履行に基づく損害賠償義務と遅延損害金

被告が、別紙対象消費者目録記載5から8までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

- (1) 入学検定料、送金手数料、郵送料、受験に要した旅費宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の債務不履行による損害賠償の支払義務
- (2) 本訴状送達の日又は各別に催告した日のいずれか早い日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

付 属 書 類

1 訴状副本

1 通

2	証拠説明書	正本 1 通	副本 1 通
3	甲号証の写し	正本 1 通	副本 1 通
4	資格証明書	2 通	
5	訴訟委任状	1 通	

(別紙)

当事者目録

〒102-0085

東京都千代田区六番町15番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

上記代表者代表理事 佐々木 幸 孝

〒113-0033

東京都文京区本郷二丁目1番1号

被 告 学校法人順天堂

上記代表者理事長 小 川 秀 興

(別紙)

代理人目録

〒101-0032

東京都千代田区岩本町2-11-7 ラ・アトレ岩本町3階

神田お玉ヶ池法律事務所

電話 03-3864-3677

FAX 020-4664-8868

原告訴訟代理人 弁護士 大野 絵里子

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-4-5 文芸ビル8階

ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所

電話 03-3501-8822

FAX 03-3501-8824

原告訴訟代理人 弁護士 鈴木 敦士

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-20 佳作ビル2階

和の森法律事務所 (送達場所)

電話 03-5269-2051

FAX 03-5269-2061

原告訴訟代理人 弁護士鈴木 さとみ

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-5 KSビル2階

谷合周三法律事務所

電話 03-3512-3443

FAX 03-3512-3444

原告訴訟代理人 弁護士 谷合 周三

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-16-5 クレール平河町802号

シンフォニア法律事務所

電話 03-3230-7435

FAX 03-3230-7436

原告訴訟代理人 弁護士 中野 和子

〒141-0022

東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5階

五反田法律事務所

電話 03-3447-1361

FAX 03-3447-1538

原告訴訟代理人 弁護士 針ヶ谷 健志

〒160-0004

東京都新宿区四谷2-4 久保ビル9階

四谷の森法律事務所

電話 03-5363-1251

FAX 03-5363-1252

原告訴訟代理人 弁護士 本間 紀子

〒104-0061

東京都中央区銀座1-14-7 銀座和田ビル3階

宮城綜合法律事務所

電話 03-3538-1474

FAX 03-3538-1475

原告訴訟代理人 弁護士 宮城 朗

(別紙)

対象消費者目録

- 1 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

- 2 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
 - ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験
 - イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
 - ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験

- 3 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

- 4 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
 - ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験
 - イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験
 - ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験

- 5 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った

女性及び浪人生である消費者であって、一次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

6 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、二次試験を受験した者のうち、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験

7 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、一次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

8 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、二次試験を受験した者のうち、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験